

(事業者控く揭示用)
※2枚目を加入依頼書に添えてご提出ください

感染症補償規程 (正)

(公益財団法人 介護労働安定センター 感染症見舞金制度用)

第1条 (本規程の目的)

本規程は、当事業者が行う事業（以下「当事業者の業務」という。）に従事する者（以下「業務従事者」という。）が、介護業務に関連して被った本規程第5条に定義する感染症を罹患した場合に、当事業者が行う見舞金の内容を定めることにより、業務従事者の福利厚生の上をを図ることを目的とする。

第2条 (本規程の実施)

当事業者は、公益財団法人介護労働安定センター感染症見舞金制度に加入することにより、本規程を実施する。

第3条 (発効日)

本規程は公益財団法人介護労働安定センター感染症見舞金制度における当事業者の契約期間の開始日から効力を有する。

第4条 (適用範囲—被補償者)

本規程は、業務従事者のうち、当事業者の作成、保管する傷害補償（介護事業者用）加入依頼書兼被保険者名簿（感染症見舞金制度加入依頼書兼被保険者名簿）に記載された者（以下「被補償者」という。）に適用する。

第5条 (定義)

本規程において、「感染症」とは以下のものをいう。
疥癬および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症および指定感染症(新型インフルエンザ等感染症は補償対象外です)。ただし、四類感染症のうち鳥インフルエンザ、五類感染症のうちインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症を除きます。

第6条 (見舞金を支払う場合)

当事業者は、被補償者が当事業者の介護関連業務の遂行に起因して、感染症を罹患し、医師の治療を受けた場合に、被補償者に対して見舞金を支払う。ただし「本規程発効日」より前に感染した場合には補償を行わない。なお、本規程発効日において被補償者でない者については、「本規程発効日」を「被補償者となった日」と読み替えて適用する。

第7条 (見舞金を支払わない場合)

当事業者は、次の各号に該当する事由によって生じた感染症に対しては補償を行わない。
(1)疾病（労働者災害補償保険法または船員保険法に基づく給付の対象となっている業務上の事由による疾病を除きます。）による死亡に対する見舞金を負担することによって被る損害
(2)従業員・構成員等または見舞金等を受け取るべき者の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為（過失犯を除きます。）または闘争行為
(3)従業員・構成員等が次のいずれかに該当する間に生じた事由
ア. 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
(4)保険契約者または被保険者の犯罪行為または法令違反（過失によるものを除きます。）
(5)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
(6)地震もしくは噴火またはこれらによる津波
(7)その他第2条（約定の定義）に規定する「約定」にて対象外となる事由 等

第8条 (見舞金の額)

当事業者は、被補償者が第6条（見舞金を支払う場合）に該当する場合に、被補償者1名につき30,000円を見舞金として被補償者に支払う。

第9条 (感染の報告義務)

(1)被補償者は、感染したおそれが生じたとき、感染が判明したとき、または感染したときは、速やかにそれらの状況および身体の障害の程度を当事業者に報告しなければならない。
(2)被補償者が当事業者の認める正当な理由がなく前項の規程に違反したとき、またその報告について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当事業

者は、見舞金を支払わない。

第10条 (見舞金の請求)

(1)被補償者が、見舞金の支給を受けようとするときは、別表に掲げる書類のうち事業者が求めるものを提出しなければならない。
(2)当事業者は、別表に掲げる書類以外の書類を求めることができる。
(3)被補償者が、前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、見舞金を支払わない。

別表

提出書類	1	事故発生時	→	感染症見舞金制度・事故報告書
	2	見舞金請求時	→	医師の診断書
	3	見舞金領収時	→	感染症見舞金領収証

感染症補償規程に関する通知 (正)

今般、従業員の福利厚生制度として、従業員の皆さんの福利厚生制度の充実を目的として、上記のとおり「感染症補償規程」を制定することといたしましたので、通知します。

本規程について、ご質問があれば、下記照会先までお問い合わせください。

通知日	年 月 日
通知方法	掲示

(照会先)

(フリガナ) 事業者名 代表者名	TEL.	FAX.	※2枚目にもご捺印お願いします。 確認印
------------------------	------	------	-------------------------

従業員代表者の通知確認書

今般、事業者から、上記のとおり「感染症補償規定」の内容について、通知を受けたことを確認します。

従業員代表者	(ご署名)	年 月 日
--------	-------	-------

<従業員代表者の選定について>

従業員代表者については、以下のいずれかに該当する人としてします。

- 労働組合の執行委員長など
- 労働組合に準じた労働条件改善委員会等の役職者
- 労基署への従業員代表者としての意見提出者
- 上記以外で事業者が指名する者

(個人情報利用目的)

本状記載の個人情報につきましては、保険の加入手続きのために利用させていただきます。

感染症補償規程 (副)

(公益財団法人 介護労働安定センター 感染症見舞金制度用)

第1条 (本規程の目的)

本規程は、当事業者が行う事業（以下「**当事業者の業務**」という。）に従事する者（以下「**業務従事者**」という。）が、介護業務に関連して被った本規程第5条に定義する感染症を罹患した場合に、当事業者が行う見舞金の内容を定めることにより、業務従事者の福利厚生の上をを図ることを目的とする。

第2条 (本規程の実施)

当事業者は、公益財団法人介護労働安定センター感染症見舞金制度に加入することにより、本規程を実施する。

第3条 (発効日)

本規程は公益財団法人介護労働安定センター感染症見舞金制度における当事業者の契約期間の開始日から効力を有する。

第4条 (適用範囲—被補償者)

本規程は、業務従事者のうち、当事業者の作成、保管する傷害補償（介護事業者用）加入依頼書兼被保険者名簿（感染症見舞金制度加入依頼書兼被保険者名簿）に記載された者（以下「**被補償者**」という。）に適用する。

第5条 (定義)

本規程において、「**感染症**」とは以下のものをいう。
疥癬および「**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律**」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症および指定感染症(新型インフルエンザ等感染症は補償対象外です)。ただし、四類感染症のうち鳥インフルエンザ、五類感染症のうちインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症を除きます。

第6条 (見舞金を支払う場合)

当事業者は、被補償者が当事業者の介護関連業務の遂行に起因して、感染症を罹患し、医師の治療を受けた場合に、被補償者に対して見舞金を支払う。ただし「本規程発効日」より前に感染した場合には補償を行わない。なお、本規程発効日において被補償者でない者については、「本規程発効日」を「被補償者となった日」と読み替えて適用する。

第7条 (見舞金を支払わない場合)

当事業者は、次の各号に該当する事由によって生じた感染症に対しては補償を行わない。
(1)疾病（労働者災害補償保険法または船員保険法に基づく給付の対象となっている業務上の事由による疾病を除きます。）による死亡に対する見舞金を負担することによって被る損害
(2)従業員・構成員等または見舞金等を受け取るべき者の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為（過失犯を除きます。）または闘争行為
(3)従業員・構成員等が次のいずれかに該当する間に生じた事由
ア. 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
(4)保険契約者または被保険者の犯罪行為または法令違反（過失によるものを除きます。）
(5)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
(6)地震もしくは噴火またはこれらによる津波
(7)その他第2条（約定の定義）に規定する「約定」にて対象外となる事由 等

第8条 (見舞金の額)

当事業者は、被補償者が第6条（見舞金を支払う場合）に該当する場合に、被補償者1名につき30,000円を見舞金として被補償者に支払う。

第9条 (感染の報告義務)

(1)被補償者は、感染したおそれが生じたとき、感染が判明したとき、または感染したときは、速やかにそれらの状況および身体の障害の程度を当事業者に報告しなければならない。
(2)被補償者が当事業者の認める正当な理由がなく前項の規程に違反したとき、またその報告について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当事業

者は、見舞金を支払わない。

第10条 (見舞金の請求)

(1)被補償者が、見舞金の支給を受けようとするときは、別表に掲げる書類のうち事業者が求めるものを提出しなければならない。
(2)当事業者は、別表に掲げる書類以外の書類を求めることができる。
(3)被補償者が、前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、見舞金を支払わない。

別表

提出書類	1	事故発生時	→	感染症見舞金制度・事故報告書
	2	見舞金請求時	→	医師の診断書
	3	見舞金領収時	→	感染症見舞金領収証

感染症補償規程に関する実施確認書

当事業者を被保険者とする感染症見舞金等補償保険を申し込むに際し、次の点を確認いたします。

本規程について、ご質問があれば、下記照会先までお問い合わせください。

1. 当事業者が従業員全員に対して左記の災害補償規定の内容の通知を以下のとおり行ったこと。（保険期間中に新たに従業員となる者に対しても同様とする。）
2. 保険金の支払をうけるときに、当該従業員に見舞金を支払ったことを証明する書類を提出すること。
万一、上記1・2に関して事実と相違している場合、または上記に定められた手続き・書類が提出できない場合には、保険契約を解除することについて異議ありません。

通知日	年 月 日
通知方法	掲示

当該帳票の1枚目の感染症補償規程に関する通知（正）を上記通知日に、内容を変更することなく従業員全員に対して通知したことを確認します（追加加入者が出た場合は同様に行います）。また、「感染症見舞金制度のご案内」パンフレットの「ご契約にあたっての注意事項」について了解していることを確認します。

(フリガナ) 事業者名 代表者名	TEL. _____ FAX. _____	確認印
------------------------	--------------------------	-----

従業員代表者の通知確認書

今般、事業者から、上記のとおり「感染症補償規定」の内容について、通知を受けたことを確認します。

従業員代表者	(ご署名) 年 月 日
--------	--------------------

<従業員代表の方へ>
当該書類は、法人が定める見舞金制度の保険手配について、従業員が承知しているかどうかを確認するものです。これは、1999年1月の総理府・大蔵省令および金融監督庁事務ガイドラインに則り、従業員の災害事故の原因として支払う保険金の受取人を法人とする契約に対して、保険会社が利用者保護を徹底するために講ずる事務確認手続きの一つです。この確認書について、その他の目的はございませんし、その他の目的で使用することはございませんので、ご理解ください。

(個人情報利用目的)

本状記載の個人情報につきましては、保険の加入手続きのために利用させていただきます。